

[事案 2023-239] 給付金支払請求

・令和6年4月18日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年11月から抑うつ状態により休職したため、平成31年1月に乗合代理店を通じて契約した就業不能保険にもとづき、給付金を請求したところ、約款の支払事由に該当しないことを理由に給付金が支払われなかった。しかし、契約時、募集人から、本契約はうつ病でも給付金の支払対象となると説明を受けたことから、給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)精神障害については、約款では免責事由として定めている。
- (2)募集人は、誤説明はしておらず、情報提供義務・説明義務を果たしている。
- (3)万が一、誤説明があったとしても、保険契約の附合契約性から免責事由が影響を受けることはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。